

鳥取県能力開発支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県能力開発支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、自動車関連分野、医療機器分野（以下「成長分野」）の事業展開を推進しようとする県内中小企業者が、県が主催する人材育成プラン作成セミナーを受講して作成した「人材育成プラン」に基づいて取り組む従業員の能力開発を支援し、新規採用者の早期戦力化、従業員の能力開発や職場定着を促進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するとおりとする。

(1) 対象分野 総務省が定める日本標準産業分類における中分類のうち、次の表に掲げる業種に該当するものをいう。

輸送用機械器具製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

(2) 人材育成プラン (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構が整備した自動車関連、医療機器関連の職業能力開発体系を活用し、第2条の交付目的を達成するために事業主が作成した人材育成プランをいう。

(3) 能力開発 「人材育成プラン」の内容に基づいて実施するOFF-JTの企業実習と座学を組み合わせた訓練を含む実践的な職業訓練をいう。

(4) 県内中小企業者 鳥取県内に主たる事務所を有する中小企業者（中小企業等経営強化（平成11年法律第18号、以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当する個人事業主又は会社、同条第6項に定めるものであり、主として(1)の対象分野の事業を営むもの。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）を実施する同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 補助対象期間は、別表の第6欄に定める期間とする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、補助事業を開始する日の1か月前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額に係る変更
- （2）交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- （3）本補助事業の中止又は廃止
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式1号及び様式2号によるものとする。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式2号及び様式4号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（広報・普及への協力）

第9条 補助事業者は、本補助金で実施した事業について、県内中小企業等における人材育成の推進に資するため、業務に支障のない範囲で県が行う広報及び普及活動に協力するものとする。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表 (第4条関係)

1 補助事業		本補助金の補助事業は第2欄に掲げる補助事業者が行う取組であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。 (1) 自社の人材育成プランを活用し、成長分野の事業展開に向けて従業員の能力開発を進める取組であること (2) OFF-JTにより実施される訓練であり、かつ一訓練当たりの実訓練時間が3時間以上10時間未満の訓練、又は、一訓練当たりの実訓練時間が10時間以上の訓練(国の人材開発支援助成金の訓練実施計画届を提出し、受理されたものに限る。)であること	
2 補助事業者		本補助金の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。 (1) 成長分野の事業展開に取り組んでいる又は取り組む予定がある事業者 (2) 鳥取県人材育成プラン作成支援補助金を活用して人材育成プランを作成している事業者 (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではないこと。なお、個人事業主の場合は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと (4) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと	
3 補助対象経費	一訓練当たりの訓練時間	3時間以上10時間未満	10時間以上
	事業内訓練 (事業主が企画・主催する場合)	(1)部外講師の謝金 実訓練時間が5時間以上の場合1回につき5万円、5時間未満の場合は1回につき2万5千円を上限とする。 (2)部外講師の旅費、宿泊費 ※鉄道賃(グリーン料金)を除く。 ※1日当たりの宿泊料は1万5千円を上限とする。 (3)施設・設備の借上費 (4)教材等の購入・作成費 (補助対象訓練のみで使用するもので、パソコンソフトウェア、学習ビデオなど繰り返し使用できる教材、パソコン、周辺機器等の生産ライン・就労現場で汎用的に使用できるものを除く。)	
	事業外訓練 (事業主以外が企画・主催する訓練に参加する場合)	(1)受講に際して必要となる入学科・受講料・教材費等 あらかじめ受講案内等で定められているもの (2)受講者の旅費、宿泊費 ※鉄道賃(グリーン料金)を除く。 ※1日当たりの宿泊料は1万5千円を上限とする。 ※都道府県から補助金、委託費、助成金等を受けている施設が行う訓練(都道府県から認定訓練助成事業費補助金を受けている認定職業訓練等)の受講料、教材費等は対象外	
4 補助率		4分の3	
5 補助金の限度額		75万円	
6 活用年度の上限		2か年度(鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト・能力開発支援補助金の活用年度を含む)	
7 補助対象期間		交付決定の日から交付決定を受けた年度の2月末日まで	